

令和3年度新興国におけるスマートな都市づくり事業への  
市内企業等の参画支援策検討業務委託

質問回答書

該当箇所	質問	回答
(業務説明資料) 業務概要(1) 海外複合開発に係る助言・支援	本項目については、他の業務概要(2)～(7)からは独立して、JETROの無料相談窓口のように、配置する専門家が窓口となり都市開発及びスマートサービスについてYUSA会員企業に助言・支援を行うような位置づけとの理解で正しいか。正しい場合、「横浜市・YUSAへの助言・支援」というのは、どの程度の内容を想定しているか。	本項目は業務概要に記載の他業務から独立せず、各業務を実施するうえで必要な、現地開発事業者との交渉や横浜市・YUSAへの助言・支援を専門家が行うものです。横浜市・YUSAへの助言・支援の内容として、現地開発事業者との交渉時の英語通訳、協議資料の作成、参画企業間の調整・とりまとめ・事務連絡等を想定しています。
(提案書作成要領) 10 プロポーザルに関するヒアリング	事業所が緊急事態宣言区域に立地しており、対面かつ5人以上の打ち合わせは原則Web会議で行っている状況。ヒアリングの実施場所について、オンライン会議での調整・開催は可能か。	公示した提案書作成要領のとおり、横浜市庁舎内会議室にてプロポーザルに関するヒアリングを実施する予定です。
(委託契約約款)	再委託に関する制限は無い理解だが、正しいか(再委託比率の上限等)。また、仮に制限があった場合、弊社現地法人への再委託(親会社が100%出資)に関しても当該制限に該当するか。	再委託に関しては、横浜市委託契約約款第6条で、「契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と規定しています。100%出資の現地法人への再委託の場合でも、当該規定に該当します。 <参考> 横浜市委託契約約款(抜粋) (一括委託又は一括下請けの禁止) 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。 <a href="http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/f?file_no=00000000000000480512">http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/f?file_no=00000000000000480512</a>